

(厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部改正)

第三十三条 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成二十七年厚生労働省告示第九十四号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注7の厚生労働大臣が定める要件 二人の訪問介護員等により指定訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であつて、次のいずれかに該当するとき イ〜ハ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注4の厚生労働大臣が定める基準 同時に複数の看護師等により指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)を行うこと又は看護師等が看護補助者と同時に指定訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であつて、次のいずれかに該当するとき イ〜ハ (略)</p> <p>六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注5の厚生労働大臣が定める状態 次のいずれかに該当する状態 イ〜ホ (略) 七〜十一 (略)</p> <p>十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の注1のイの厚生労働大臣が定める特別食 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者の</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注8の厚生労働大臣が定める要件 二人の訪問介護員等により指定訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であつて、次のいずれかに該当するとき イ〜ハ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注5の厚生労働大臣が定める基準 同時に複数の看護師等により指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であつて、次のいずれかに該当するとき イ〜ハ (略)</p> <p>六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注6の厚生労働大臣が定める状態 次のいずれかに該当する状態 イ〜ホ (略) 七〜十一 (略)</p> <p>十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の注のイの厚生労働大臣が定める特別食 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者の</p>

ための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食
(単なる流動食及び軟食を除く。)

十三・十四 (略)

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助

十五の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注11の厚生労働大臣が定める期間

A DL維持等加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注12の厚生労働大臣が定める利用者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十五号に規定する入浴介助

十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注17の厚生労働大臣が定める状態

イ(リ) (略)

十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注の注の厚生労働大臣が定める期間

社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間(厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間)

二十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注9の厚生労働大臣が定める状態

次のいずれかに該当する状態

ための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食
(単なる流動食及び軟食を除く。)

十三・十四 (略)

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助

(新設)

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注8の厚生労働大臣が定める利用者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十五号に規定する入浴介助

十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注15の厚生労働大臣が定める状態

イ(リ) (略)

十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注の注の厚生労働大臣が定める期間

社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間(厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事(地方自治法に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間))

二十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める状態

次のいずれかに該当する状態

イ（略）

二十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注15の厚生労働大臣が定める者

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。第二十二号において同じ。）を受けなければならない者

二十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注18の厚生労働大臣が定める利用者

連続して三十日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第百二十一条に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）に入所（指定居宅サービス等基準第百二十四条に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。）している場合であつて、指定短期入所生活介護を受けている利用者

二十三 （略）

二十三の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

二十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(5)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2、ニ(1)から(4)までの注2及びホ(1)から(7)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者

難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であつて、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの

二十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注8、ロ(1)から(5)までの注8、ハ(1)から(3)までの注7、ニ(1)から(4)までの注4及びホ(1)から(7)までの注7の厚生労働大臣が定める利用者

イ（略）

二十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注12の厚生労働大臣が定める者

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。第二十二号において同じ。）を受けなければならない者

二十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注15の厚生労働大臣が定める利用者

連続して三十日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第百二十一条に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）に入所（指定居宅サービス等基準第百二十四条に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。）している場合であつて、指定短期入所生活介護を受けている利用者

二十三 （略）

（新設）

二十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(5)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(4)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者

難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であつて、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの

二十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注8、ロ(1)から(5)までの注8、ハ(1)から(3)までの注6及びニ(1)から(4)までの注4の厚生労働大臣が定める利用者

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。）を受けることが必要と認められた利用者

二十六（略）

二十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注、ニ(5)の注及びホ(8)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第二十三号に規定する療養食

二十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注及びホ(9)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

イ 医療診療報酬点数表第二章第七部により点数の算定されるリハビリテーション、同章第九部により点数の算定される処置（同部において医科診療報酬点数表の例によるとされている診療のうちに掲げるものを含む。）、同章第十部により点数の算定される手術及び同章第十一部により点数の算定される麻酔のうち、次に掲げるものとする。

イ 第七部リハビリテーションに掲げるリハビリテーションのうち次に掲げるもの

(1) 脳血管疾患等リハビリテーション料（言語聴覚療法に係るものに限る。）

(2) 摂食機能療法

(3) 視能訓練

ロ 第九部処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

(1) 一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

(一) 創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。）

(二) 熱傷処置（六千平方センチメートル以上のものを除く。）

(三) 重度褥瘡処置

(四) 長期療養患者褥瘡等処置

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。）を受けることが必要と認められた利用者

二十六（略）

二十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注及びニ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第二十三号に規定する療養食

二十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

イ 医療診療報酬点数表第二章第七部により点数の算定されるリハビリテーション、同章第九部により点数の算定される処置（同部において医科診療報酬点数表の例によるとされている診療のうちに掲げるものを含む。）、同章第十部により点数の算定される手術及び同章第十一部により点数の算定される麻酔

(1) 第七部リハビリテーションに掲げるリハビリテーションのうち次に掲げるもの

(一) 脳血管疾患等リハビリテーション料（言語聴覚療法に係るものに限る。）

(二) 摂食機能療法

(三) 視能訓練

(2) 第九部処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

(一) 一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a 創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。）

b 熱傷処置（六千平方センチメートル以上のものを除く。）

c 重度褥瘡処置

d 長期療養患者褥瘡等処置

- (3) 皮膚科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- (六) 胃洗浄
 - (五) 気管内洗浄
 - (四) 非開胸的心マッサージ
 - (三) 人工呼吸
 - (二) 体表面ペーシング法又は食道ペーシング法
 - (一) 救命のための気管内挿管
- (2) 救急処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- (二十六) 痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）
 - (二十五) 非還納性ヘルニア徒手整復法
 - (二十四) 肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）
 - (二十三) 体外式陰圧人工呼吸器治療
 - (二十二) 間歇的陽圧吸入法
 - (二十一) 酸素テント
 - (二十) 突発性難聴に対する酸素療法
 - (十九) 酸素吸入
 - (十八) 腸内ガス排気処置（開腹手術後）
 - (十七) 腰椎麻酔下直腸内異物除去
 - (十六) 摘便
 - (十五) 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸
 - (十四) 干渉低周波去痰器による喀痰排出
 - (十三) 喀痰吸引
 - (十二) 腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）
 - (十一) 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺
- (十) ドレーン法（ドレナージ）
- (九) 空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置
- (八) 穿刺排膿後薬液注入
- (七) 爪甲除去（麻酔を要しないもの）
- (六) 精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置

- (三) 皮膚科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- f | e | d | c | b | a |
 - (一) 救命のための気管内挿管
 - a | 体表面ペーシング法又は食道ペーシング法
 - b | 人工呼吸
 - c | 非開胸的心マッサージ
 - d | 気管内洗浄
 - f | 胃洗浄
- (二) 救急処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- z | y | x | w | v | u | t | s | r | q | p | o | n | m | l | k | j | i | h | g | f | e |
 - z | 痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）
 - y | 非還納性ヘルニア徒手整復法
 - x | 肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）
 - w | 体外式陰圧人工呼吸器治療
 - v | 間歇的陽圧吸入法
 - u | 酸素テント
 - t | 突発性難聴に対する酸素療法
 - s | 酸素吸入
 - r | 腸内ガス排気処置（開腹手術後）
 - q | 腰椎麻酔下直腸内異物除去
 - p | 摘便
 - o | 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸
 - n | 干渉低周波去痰器による喀痰排出
 - m | 喀痰吸引
 - l | 腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）
 - k | 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺
 - j | ドレーン法（ドレナージ）
 - i | 空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置
 - h | 穿刺排膿後薬液注入
 - g | 爪甲除去（麻酔を要しないもの）
 - f | 精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置

- (8) 整形外科的処置に掲げる処置（鋼線等による直達牽引を除く。）
- (一) 皮膚科軟膏処置
 (二) いぼ焼灼法
 (三) イオントフォレーゼ
 (四) 臍肉芽腫切除術
- (4) 泌尿器科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
 (一) 膀胱洗浄（薬液注入を含む。）
 (二) 後部尿道洗浄（ウルツマン）
 (三) 留置カテーテル設置
 (四) 嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）
- (5) 産婦人科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
 (一) 膣洗浄（熱性洗浄を含む。）
 (二) 子宮頸管内への薬物挿入法
- (6) 眼科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
 (一) 眼処置
 (二) 義眼処置
 (三) 睫毛除去
 (四) 結膜異物除去
- (7) 耳鼻咽喉科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
 (一) 耳処置（点耳、耳浴、耳洗浄及び簡単な耳垢除去を含む。）
 (二) 鼻処置（鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）
 (三) 口腔、咽頭処置
 (四) 関節喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）
 (五) 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）
 (六) 耳垢栓塞除去（複雑なもの）
 (七) ネブライザー
 (八) 超音波ネブライザー

- (8) 整形外科的処置に掲げる処置（鋼線等による直達牽引を除く。）
- (一) 皮膚科軟膏処置
 (二) いぼ焼灼法
 (三) イオントフォレーゼ
 (四) 臍肉芽腫切除術
- (4) 泌尿器科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
 (一) 膀胱洗浄（薬液注入を含む。）
 (二) 後部尿道洗浄（ウルツマン）
 (三) 留置カテーテル設置
 (四) 嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）
- (5) 産婦人科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
 (一) 膣洗浄（熱性洗浄を含む。）
 (二) 子宮頸管内への薬物挿入法
- (6) 眼科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
 (一) 眼処置
 (二) 義眼処置
 (三) 睫毛除去
 (四) 結膜異物除去
- (7) 耳鼻咽喉科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
 (一) 耳処置（点耳、耳浴、耳洗浄及び簡単な耳垢除去を含む。）
 (二) 鼻処置（鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）
 (三) 口腔、咽頭処置
 (四) 関節喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）
 (五) 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）
 (六) 耳垢栓塞除去（複雑なもの）
 (七) ネブライザー
 (八) 超音波ネブライザー

(9) 栄養処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

- (一) 鼻腔栄養
(二) 滋養浣腸

ハ 第十部手術に掲げる手術のうち次に掲げるもの

(1) 創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するものを除く。）

(2) 皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）
デブリードマン（百平方センチメートル未満のものに限る。）

(4) 爪甲除去術

(5) 瘰癧手術

(6) 風棘手術

(7) 外耳道異物除去術（極めて複雑なものを除く。）

(8) 咽頭異物摘出術

(9) 顎関節脱臼非観血的整復術

(10) 血管露出術

ニ 第十一部麻酔に掲げる麻酔のうち次に掲げるもの

(1) 静脈麻酔、筋肉注射による全身麻酔、注腸による麻酔

(2) 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入

ホ イからニまでに掲げるリハビリテーション、処置、手術又は麻酔に最も近似するものとして医科診療報酬点数表により点数の算定される特殊なリハビリテーション、処置、手術及び麻酔

二十八の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注及びホ(10)の注の厚生労働大臣が定める者

第二十三号の二に規定する者

二十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

次のイからハまでのいずれにも適合している利用者

イ〜ハ （略）

(9) 栄養処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

- a 鼻腔栄養
b 滋養浣腸

(3) 第十部手術に掲げる手術のうち次に掲げるもの

(一) 創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するものを除く。）

(二) 皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）
デブリードマン（百平方センチメートル未満のものに限る。）

(四) 爪甲除去術

(五) 瘰癧手術

(六) 風棘手術

(七) 外耳道異物除去術（極めて複雑なものを除く。）

(八) 咽頭異物摘出術

(九) 顎関節脱臼非観血的整復術

(十) 血管露出術

(4) 第十一部麻酔に掲げる麻酔のうち次に掲げるもの

(一) 静脈麻酔、筋肉注射による全身麻酔、注腸による麻酔

(二) 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入

(5) (1)から(4)までに掲げるリハビリテーション、処置、手術又は麻酔に最も近似するものとして医科診療報酬点数表により点数の算定される特殊なリハビリテーション、処置、手術及び麻酔

(新設)

二十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のニの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

次のイからハまでのいずれにも適合している利用者

イ〜ハ （略）

<p>三十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のへの注の厚生労働大臣が定める者 第二十三号の二に規定する者</p>	<p>三十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p>
<p>三十一～三十五の三 (略)</p>	<p>三十一～三十五の三 (略)</p>
<p>三十五の四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 第十五号に規定する入浴介助</p>	<p>三十五の四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 第十五号に規定する入浴介助 (新設)</p>
<p>三十五の四の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注12の厚生労働大臣が定める期間 第十五号の二に規定する期間</p>	<p>三十五の五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注9の厚生労働大臣が定める利用者 第十六号に規定する者</p>
<p>三十五の五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注13の厚生労働大臣が定める利用者 第十六号に規定する者</p>	<p>三十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のへの注の厚生労働大臣が定める基準に適合している利用者 次に掲げるいずれの基準にも適合する利用者 イ・ロ (略)</p>
<p>三十六～三十八 (略)</p>	<p>三十六～三十八 (略)</p>
<p>四十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のトの注の厚生労働大臣が定める基準に適合している利用者 次に掲げるいずれの基準にも適合する利用者 イ・ロ (略)</p>	<p>四十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次のイからハまでのいずれにも適合している利用者 イ～ハ (略)</p>
<p>イ・ロ (略)</p>	<p>イ・ロ (略)</p>
<p>四十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のへの注の厚生労働大臣が定める者 第二十三号の二に規定する者</p>	<p>四十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のへの注の厚生労働大臣が定める者 第三十号に規定する利用者</p>
<p>四十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の二の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者</p>	<p>四十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のハの厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者</p>

第二十九号に規定する者

四十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のホの厚生労働大臣が定める者

第二十三号の二に規定する者

四十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注14の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者

四十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注14の厚生労働大臣が定める者

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

イ（一）（略）

四十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注17の厚生労働大臣が定める者

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第三十条に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を利用する期間中において、指定地域密着型サービス基準第三十六条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

四十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の力の注の厚生労働大臣が定める療養食

第二十三号に規定する療養食

四十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のタの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

第二十九号に規定する利用者

四十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のニの厚生労働大臣が定める者

第三十号に規定する利用者

四十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者

四十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注13の厚生労働大臣が定める者

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

イ（一）（略）

四十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注15の厚生労働大臣が定める者

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第三十条に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を利用する期間中において、指定地域密着型サービス基準第三十六条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

四十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の力の注の厚生労働大臣が定める療養食

第二十三号に規定する療養食

四十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のワの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

イ〜ハ (略)

四十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のソの注の厚生労働大臣が定める者

在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が三月を超えるときは、三月を限度とする。）を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者

五十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のネの注の厚生労働大臣が定める者

第二十三号の二に規定する者

五十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイの注10の厚生労働大臣が定める疾病等

第四号に規定する疾病等

五十二 (略)

五十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のトの注の厚生労働大臣が定める状態

第六号に規定する状態

五十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のリ注の厚生労働大臣が定める区分

イ・ロ (略)

五十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のヌの注の厚生労働大臣が定める状態

第八号に規定する状態

五十六 (略)

五十七 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注14の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

第四十四号に規定する視覚障害者等

次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

イ〜ハ (略)

四十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のヨの注の厚生労働大臣が定める者

在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が三月を超えるときは、三月を限度とする。）を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者

五十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のレの注の厚生労働大臣が定める者

第三十号に規定する者

五十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイの注8の厚生労働大臣が定める疾病等

第四号に規定する疾病等

五十二 (略)

五十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のホの注の厚生労働大臣が定める状態

第六号に規定する状態

五十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のチの注の厚生労働大臣が定める区分

イ・ロ (略)

五十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のリ注の厚生労働大臣が定める状態

第八号に規定する状態

五十六 (略)

五十七 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

第四十四号に規定する視覚障害者等

五十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注14の厚生労働大臣が定める者

第四十五号に規定する者

五十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注17の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第九条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

六十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヲの注の厚生労働大臣が定める療養食

第二十三号に規定する療養食

六十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのカの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

第四十八号に規定する入所者

六十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのタの注の厚生労働大臣が定める者

第四十九号に規定する者

六十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのレの注の厚生労働大臣が定める者

第二十三号の二に規定する者

六十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注11の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十一条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な療養室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

六十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービ

五十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める者

第四十五号に規定する者

五十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第九条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

六十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヌの注の厚生労働大臣が定める療養食

第二十三号に規定する療養食

六十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのルの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

第四十八号に規定する入所者

六十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのワの注の厚生労働大臣が定める者

第四十九号に規定する者

六十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのカの注の厚生労働大臣が定める者

第三十号に規定する者

六十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十一条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な療養室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

六十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービ

スのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者
次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

イ〜ハ (略)

六十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注の注の厚生労働大臣が定める療養食

第二十三号に規定する療養食

六十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのタ(2)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第二十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

六十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのレの注1の厚生労働大臣が定める入所者

次のいずれかに該当する者

イ〜ハ (略)

六十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのソの注の厚生労働大臣が定める者

第二十三号の二に規定する者

七十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのネの注の厚生労働大臣が定める機関

次のいずれかに該当する機関

イ・ロ (略)

七十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注9並びにハ(1)から(3)までの注7の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十二条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定

スのイ及びロの注12の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者
次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

イ〜ハ (略)

六十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのルの注の厚生労働大臣が定める療養食

第二十三号に規定する療養食

六十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのワ(2)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第二十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

六十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのカ(1)の注1の厚生労働大臣が定める入所者

次のいずれかに該当する者

イ〜ハ (略)

六十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのヨの注の厚生労働大臣が定める者

第三十号に規定する者

七十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのレの注の厚生労働大臣が定める機関

次のいずれかに該当する機関

イ・ロ (略)

七十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注11、ロ(1)及び(2)の注8並びにハ(1)から(3)までの注6の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十二条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定

める基準に基づき、入院患者が選定する特別な病室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

七十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(13)の注、ロ(11)の注及びハ(12)の注の厚生労働大臣が定める療養食
第二十三号に規定する療養食

七十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(16)の注及びロ(14)の注の厚生労働大臣が定める者
第三十号に規定する者

七十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのタの注の厚生労働大臣が定める療養食
第二十三号に規定する療養食

七十四の二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのツ(2)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療
第二十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

七十四の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのネの注の厚生労働大臣が定める者
第二十三号の二に規定する者

七十五 (略)

七十六 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問看護費の注3の厚生労働大臣が定める基準

第七十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護

める基準に基づき、入院患者が選定する特別な病室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

七十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(12)の注、ロ(10)の注及びハ(11)の注の厚生労働大臣が定める療養食
第二十三号に規定する療養食

七十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(15)の注及びロ(13)の注の厚生労働大臣が定める者
第三十号に規定する者

七十四 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者
第二号に規定する者

(新設)

(新設)

七十五 (略)

七十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注4の厚生労働大臣が定める基準

第七十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護

第五号に規定する基準

費の注4の厚生労働大臣が定める状態

第六号に規定する状態

七十八 (略)

七十八の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問

リハビリテーション費の口の注の厚生労働大臣が定める期間

事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から

十二月までの期間(指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護

予防訪問リハビリテーション費の注7に掲げる基準に適合しているも

のとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十

二月までの期間)

七十九(略)

八十一 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居室療養

管理指導費のニの注1のイの厚生労働大臣が定める特別食

第十二号に規定する特別食

八十二 削除

費の注5の厚生労働大臣が定める状態

第六号に規定する状態

七十八 (略)

(新設)

七十八の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問

リハビリテーション費の口の注の厚生労働大臣が定める期間

事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から

十二月までの期間(指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護

予防訪問リハビリテーション費の注7に掲げる基準に適合しているも

のとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十

二月までの期間)

八十一 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居室療養

管理指導費のニの注1のイの厚生労働大臣が定める特別食

第十二号に規定する特別食

八十二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護

費の口の注の厚生労働大臣が定める期間

事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から

十二月までの期間(指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護

予防通所介護費のハ、ニ又はホの注に掲げる基準に適合しているも

のとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十二

月までの期間)

八十三 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハ

ビリテーション費のへの注の厚生労働大臣が定める期間

事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から

十二月までの期間(指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護

予防通所リハビリテーション費のロ、ハ又はホの注に掲げる基準に適

合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の

日から同年十二月までの期間)

八十四 (略)

(新設)

八十四の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期

入所生活介護費の二の注の厚生労働大臣が定める者

第二十三号の二に規定する者

八十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(3)の注、ロ(5)の注、ハ(3)の注、ニ(4)の注及びホ(7)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第二十三号に規定する療養食

八十五の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注及びホ(9)の注の厚生労働大臣が定める者

第二十三号の二に規定する者

八十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)及びホ(8)口の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第二十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

八十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のハの厚生労働大臣が定める者

第二十三号の二に規定する利用者

八十八〜九十 (略)

九十一 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者
第二十三号の二に規定する者

八十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(3)の注、ロ(5)の注、ハ(3)の注及びニ(4)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第二十三号に規定する療養食

(新設)

八十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(4)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第二十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

八十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のハの厚生労働大臣が定める者

第三十号に規定する利用者

八十八〜九十 (略)

九十一 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者
第三十号に規定する者